

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第三号

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 青森県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和八年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号）第十二条の規定により権利を放棄した債権

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。